

【注意事項】

令和8年8月10日までに本紙（現況届）および要件確認書類を一緒にご提出ください。現況届および要件確認書類の提出が確認できなかった場合、又は、審査の結果、保育の必要性が確認できなかった場合は認定が令和8年9月30日に取り消しとなります。取り消しとなった場合、令和8年10月以降、幼児教育・保育の無償化や認可外保育施設等の保育料負担軽減補助を受けることができません。

申請コード  
※必ずご記入ください

8 0 0 0 0 1

※申請コードは現況確認通知文に記載してあります。

第8号様式  
(第11条の2関係)

給付認定継続のための現況届

(令和8年10月更新用)

記入日：令和8年7月〇日

(区処理欄)  
No.

区 収受欄

住所	世田谷区	丁目	番	号
電話番号	保護者① (児童との続柄等：)	電話番号	保護者② (児童との続柄等：)	
	090-0000-0000		080-0000-0000	

※給付認定を継続する児童の番号に○をつけてください。

家族状況	フリガナ		児童との続柄	生年月日 (※西暦)	職業・学校・保育園 等
	氏名				
保護者①	セタガヤ	タロウ	父	1980・10・5	自営業
	世田谷	太郎			
保護者②	セタガヤ	ハナコ	母	1982・7・28	株〇〇〇
	世田谷	花子			
3	セタガヤ	カズコ	姉	2018・3・27	〇〇小学校
	世田谷	一子			
4	セタガヤ	ジロウ		2020・6・20	〇〇幼稚園
5	セタガヤ	サブロウ		2021・7・10	〇〇保育園
6	認定を継続する児童の番号に○をつけてください。				

	保護者①の状況		保護者②の状況	
	○		○	
保護者ごとに該当する認定要件に「○」を記入し、記載の要件確認資料を提出ください。	○	就労（外勤） ・ 就労証明書	○	就労（外勤） ・ 就労証明書
		就労（自営） ・ 就労証明書 ・ 客観的資料（登記事項証明書、請負契約書等）		就労（自営） ・ 就労証明書 ・ 客観的資料（登記事項証明書、請負契約書等）
		疾病 ・ 医師の診断書の写し ※保育ができないことの明記が必要		疾病 ・ 医師の診断書の写し ※保育ができないことの明記が必要
		障害 ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し		障害 ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
		介護（親族のみ） ・ 介護状況申告書 ・ 介護が必要であることがわかる書類（介護保険証、療育手帳の写し等）		介護（親族のみ） ・ 介護状況申告書 ・ 介護が必要であることがわかる書類（介護保険証、療育手帳の写し等）
		就学 ・ 就学状況証明書		就学 ・ 就学状況証明書
		不存在 ・ 死亡、離婚、未婚、失踪、拘禁、離婚前提の別居		不存在 ・ 死亡、離婚、未婚、失踪、拘禁、離婚前提の別居